



の事業計画にあらわせて順次実施していくとの回答を得ている。それから高学年用学習等使用施設ということですが、これは目新しいことばでございますが、私もそういったことを中央図書館的なものとして造りたいということをお願いを申しあげてございます。これも制度の改善を前提として早期に実施ができるよう措置したいとの回答をいただいております。また、一部市道についての整備をお願いしております。それに関連いたしまして排水設備もあらせてお願いをしておりますが、これらにつきましても福生市の要望に沿って実施できるような作業をしていくとの回答をいただいております。

以上、たいへん簡単でございますが、六番目の質問についてお答え申しあげた次第でございます。

○市長（石川常太郎君） 七番目の質問の前段につきましてお答弁申しあげます。

何ゆえにこのように早くやらなければならぬかという理由でございしますが、これにつきましては全員協議会のおりに申しあげ



ましたとありでございます。私もこの申し込みを受けるときに、このように大急的に申し込まれて私どもとしても非常に迷惑であるというのをずいぶん防衛施設庁に申しあげていたわけでございしますが、国といたしましても、どうしても早くこの問題の決着をつけたいというところの要望でございます。最終的に都の担当者にご相談申しあげたわけでございますけれども、一元化以前におきましては、あくまでも申し込まれた水道管理者である市長が判断すべき問題であつて都としては何もいえない。市長にありて判断を下すべきであると、また、いかように判断しようとも、市が引き受け、そして計画をしたものは、一元化点にありて都はそれを完全に引き継いで実施をするという回答をいただいております。したがつて国から早急にいつまいりましたので、その理由については私も実は判然とはいひませんけれども、集約に伴うものでございますので、当然二年くらい前に申し込んであつてもよかつたものでございます。たいへん防衛施設庁の申し込みが遅かつたというように判断をして



あります。ソナレにしても、国としてはぜひ一つ早くやらうとしたいと、また都においても市がやるとすればそれを完全に引き継ぐということではございませうので、このような条例改正の提案をさせていただいたわけではございませう。

○水道課長（井上久男君） 七番目のご質問の後段の配水計画と予算の点につきまして説明申し上げたいと思います。

配水計画あるいは工事概要につきましては、管の口径、延長あるいは管路、それから工事等に関係する予算等の具体的な数字というものはまだ出ておりません。今後この問題につきましては種々検討いたしまして、多摩水道対策本部や東京防衛施設局等と協議を重ねまして実施したいと考えております。

○十七番（関 米吉君） それで済みわけ、簡単な答弁があらうわけですが誠に不満です。

一番目の基地への給水によつて福生市民への福祉の向上がどのよう

自治を預かる責任者として答えるべきことではない。この点について市長も同意見であるのかどうか。同じようなことについて今度は市長から直接答弁を願いたい。

それから二番目の、前回の全員協議会において、設置条例について改正の必要はないのかという質問に対し、改正の必要はありませんと市長も助役も答えました。私も、そのことを忘れないでくださいよと念を押しました。ところがこれがこのようになったという経過が一つもない。

そうすると、全員協議会でもういままで何を話してきたわけですか。なるほど全員協議会とは地方自治法に基づくとこの正規の話し合いの場ではない。ほんとうに気楽に話せるということでありますが、

無責任な、とにかくいいかげんなことをいつおけばそれでいいというような考え方であつたのかどうか。このことについては少くとも市長の

提案理由の説明の中に、前回の全員協議会でこのようなことを申しあげたが、これは私どもの不勉強であつたのでこうしたということの説明があつてもしかるべきではないかと思ひます。これは食言である。陳謝の意が全然あらわれていないじゃあないか。この点についてもう

一度市長から答弁願いたい。

それから四番目の点について、日米地位協定に基づく、C項に該当しない外国人がいるかないないか全くわからないというが、これを調査願いたい資料を出していただきたい。そして資料を出せるか出せないか答えていただきたい。

五番目の、基地がないほうがよいという市長の考え方は、安保条約があったほうがよいという考え方と全く矛盾するけれども、何といいますが、総論賛成各論反対ですが、あるいはその反対であるかわかりませんけれども、そのような考え方であると市長は申されました。しからは福生市が加入してあります立川、横田基地対策連絡協議会——関係市町は立川市、昭島市、日野市、福生市、東大和市、秋川市、瑞穂町、羽村町——の十月十一日のこの要望書について市長はどのように考えるのか。外にいうのはこういうことを、中にあるはこういうことをいい、行政面ではこういうような立場をとっている。一つは一貫性がないがどのように考えるか明確に答えていただきたい。



六番目の問題については企画財政課長より答弁がありました。私はあのときにあえていったのは、十一月二日以降はどのようなになっているのかと、あの時点においてもその問題の先決こそないで、あるというような各位のご意見やご質問がありました。それでおそらくその前提がある程度解決し、前進しなければ、本日の臨時会において市長が提案理由で述べられているように、慎重審議の上ご可決賜りたいという可決がほとんど不可能であろうとは判断しております。ところが二日の時点においてもみなそのような立場にある。すると十一月二日以降にどのような取り引きというと思われるかもしれませんが、この問題についてどのようにな具体的進展をみなければ、おそらくそのほかの皆さんの賛成も得られないと思います。だからそのところを一つ、十一月二日以前のことを聞いていたのでは、あえて私がいったのは、十一月二日以降、あのとき皆さんが質問した以降にどのような具体的に進展したのか。十一月二日に説明を受けましたが、防衛施設庁の回答は十一月二日なんです。

それまでは皆さんに説明があったわけですから知っているんです。ですからそこを一つ答弁願います。

それから市長は、水道一元化に関連して基地への給水は人道上の問題であるというけれども、一元化までのわずかな期間を待つことができないほど、この人道上の問題がきょうなうきよう、あすなうあすに解決されなければそこなわれるという判断があるからこきようの臨時会招集に相なったと理解するものです。このわずかに六十日くらいの日を待つことによろどのようにな道がそこなわれるかということについての答弁がないわけですから、これは市民が聞きたくするわけですから、答弁願いたい。

それから水道課長から、これからどのように水を引き、工事費がどのくらいかかり、水道会計上の動向については今後各方面と協議して具体的な配水計画を策定するというがいつごろまでに作成し、これをいつごろまでにお示しますか明確に願います。

十二月定例会までにこのことだけきめてしまえばあとは何うまかせという考え方があるのではないと思うので、あなた方からいつごろまで

にきまるかどうかはつきり答えていただきたい。

○議長（塩野鉄之助君） 午前十一時まで休憩いたします。

午前十時五十八分 休憩

午前十一時十三分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川常太郎君） 閣議員さんの再質問につきましては、私、助役、担当課長によりましてご答弁申し上げます。

第一点でございますが、公共的な事業は住民の福祉につながるものでなければならぬということでございますが、私といたしますと、今度の事件につきましては閣議員さんの六番目の質問に関連いたしますが、市から要望したわけではございませんけれども、間接的に市民の福祉向上はできると考えている次第でございます。

それから立り、横田基地周辺の陳情書につきましては、私は核を持った部隊は撤去してもらいたいというように受け取っている次第でございます。核を持っているものはぜひ撤去させなければな

らないと考えてあります。

それから総論賛成各論反対の問題でございすけれども、基本的に安保条約は現時点におきましては必要と思っておりますので、どこかに飛行場は必要だろうと思ひます。たまたま不幸なことに福生にきてしまひまして、市民の方々にご不便をかけているわけでございすけれども、現時点では運動をしてもどちらへも行つてくだらんないと思ひます。

それから給水を免ぐという関係でございすますが、人道上の問題その他もございすけれども、人道上の問題にいたしまして、一日早ければ一日早くなるということでもございまして、これも国の要請が非常に強いわけでございす。私の立場といたしますと、国の要請には従わざるを得ないということでもございす。

○助役（篠崎俊夫君） 私からは二番目と三番目の問題についてお答え申しあげたいと存じます。

二番目の、「市民等」という設置条例の改正案は出さないといふおまじながら、突如として出してきたではないかということでもござ

います。先ほど申しあげましたとおり、「市民等」を入れたほうがいかどうかということは二つの意見があるわけです。そこで最終的に、これは都の指導ではなく、市長の判断で「等」を入れたほうがさらによいということでの設置条例の改正案を提案したわけでもございす。全員協議会の発言と変わりました点をおわび申しあげます。

それから三番目の、基地の中には民間人がいるのかどうかということでもございす。住所を持つ民間人は基地内には一人もおりません。ただ外国人登録法によりまして二ヵ月以上滞在するような場合は、旅行者が基地内に住所を有していても届け出なければならぬという法の定めになっております。繰り返して申しあげますが、基地内には旅行者以外には民間人はいないわけでもございす。二ヵ月以上の居住者が現在八名おります。将来のことはわかりません。

○企画財政課長（上野重勝君） 先ほどの説明に補足してご説明申しあげます。

十一月二日の文書の内容については、十一月六日の全員協議会で私から説明申しあげた次第でございますが、その中でこの件についてどうであるかということで若干の要望が出ました。六日の全員協議会の時点で、確か横田基地集約対策特別委員長から、重点基地に指定されたいという時点でなお検討するという答弁が出されて了解されたと存じますが、この重点基地の指定というのが、現段階では今月いっぱいになされるだろうということで、その具体的指定を待つなお細部の問題について防衛施設庁に申し出たいと考えております。そこで私が先ほど答弁申しあげましたように、いわゆる今回新しく成立いたしました内容についての回答というものは、主として中期的な施設あるいは規模の大きな施設であるということと、また現在の法の適用ぎりぎりの線ということも考慮に入れての要望でございます。従来いわれておりました一般的な防衛施設庁の補助事業については、従来と何ら変わらぬ防衛で処理されていくということでございます。

たとえば、学習等供用施設につきましては、今後とも年間

一、二カ所程度の要望は単年度の事業計画として予定されているということでございます。また昭和五十年度的につきましては、すでに二カ所の要望を申しあげているが、おおむね二カ所は実現できるといふように考えております。

以上でございますが答弁いたします。

○水道課長（井上久男君） 配水計画あるいは工事計画等のことでございま

すが、一元化までいどのようになければならないかということは、現時点では協定の締結ぐらいのところまでであって、実施の段階においては一元化後に東京都へ引き継ぎをし、さらにそれが東京都から今度は市のほうに委託事業というが、委託の範囲の中で処理すると、それでいままでの水道事業と同じような方法で進むと思っております。したがって、協定の締結までには概算設計ぐらいまでは必要といたしますけれども、それ以降については、先ほど申しあげましたとおり、実質設計、着工、完了というものについては一元化後になると思っています。

○十七番（関米吉君） たびたび私ばかりに機会を与えていただき申しわけ

けございませんが、さらに一点質問いたします。

今度は質問の順序が飛び飛びになるかと思ひますけれども、いま助役さんは、日米地位協定第一条にいうところの外国人が二ヵ月以上滞在するという者が八名、これは福生、瑞穂、羽村と分けたときにありて、福生市の区域内にいないかと思われるわけですね。すけれども、そのとおりであるかどうか。そうすると、これらの者について日米安全保障条約並びに日米地位協定第一条からみますと、それらの適用を受けないという形にならざるを得ないということになります。すると今度は水道法上の専用水道という問題で別扱いということになりますならば、専用水道とは、水道法第三条第六項で百人を越える者に給水するものであり、それから新規の規定は、日米安全保障条約第六条並びに日米地位協定第二条の施設または区域内における専用水道は含まないということにならうているが、それ以外の適用でなるのではないかと思ふわけです。そうすると、そういった適用を受けない人間に対して何を根拠に給水するのか。その辺をいま一度明確にしていきたいと思います。

す。

それから水道課長に質問いたします。

全くばく然として何もかもこれからでございますというご答弁でございしますが、基地からの資料によりますならば、これにも書いてありますとおり一日七千七百七十五トンの水が必要である。そこでお願いしたいという数字も五千四百五十トンというように減らしてあるわけですね。そうしますと、工事的なことはさておきまして、五千四百五十トンの給水ということが水道会計の収入上どの程度見込まれるか。水道課長は専門家ですのですので計算できると思ひますので、いま一度計算していただきたい。

それから市民の福祉の向上については、市民の福祉の向上にはなうなという助役の答弁について市長も全く同意見であると、しかしほかの面でプラスであるから、大局的に立つならば基地給水は市民にとって福祉の向上をもたらすものであるというばく然とした考え方でなしに、とにかく給水を行うことについての直接的なプラスはないと答えたわけですね。するとほかに福生市民の福祉の向上という面からは、こちらでは損をす

るがこちらでは得をすると、大局的にはそういうことになります。市民の皆さんにぜひ認めていただきたいというものがあはすです。それを一つ出してもらいたい。

○助役（篠崎俊夫君） 第一点からご答弁申しあげたいと思います。

先ほど申しあげました八名はもちろん福生市の区域内に住んでいる人です。ただその人たちは、基地内にあります軍人軍属の家庭に一時滞在されている人たちです。結局、福生市内でございしても、たとえば私のところへ神戸からお客がくればやはり福生市の水道を使うわけです。そういうた公けの施設というものは、法律上は住民の福祉の向上のためとあってございまして、そこは弾力的に考えてよろしいのではないかと考えているわけです。

第二点につきましては井上課長からご答弁いたします。

○水道課長（井上久男君） 第二点の水道料金の件でございしますが、私が先ほど申しあげましたように、一元化後に給水を行う場合を想定いたしました。東京都の料金体系上から計算したもので

説明させていただきます。

仮に、基地側からあるいは防衛施設庁から要求されてあります。一日五千四百五十トンを給水するとすると、月三十日と想定いたします。二百ミリ管で給水した場合の一月の料金は千二百二十五万円前後になります。それに現時点の隔月検針あるいは隔月集金等をしていく場合にはこの倍になりまして二千四百五十万円程度、それからさらに二百五十ミリ管で給水した場合には一月千二百二十七万五千円ほどです。隔月集金では二千四百五十五万円ほどになります。それが三百ミリ管になった場合には一月の料金は千二百二十八万六千円ほどで、隔月集金では二千四百五十七万二千円前後という料金体系になると思います。それから水量的なトン当たり

の単価は二百トンまでの水量はあのおの違ひますけれども、二百トンをこえる場合の料金は七十五円となっておりますので、それで計算してあります。それに二百ミリ管、二百五十ミリ管あるいは三百ミリ管の^{装置}料金——いわゆるメーター代と申しますか、そういうものも加わりますので差が生じてくるわけでありまして、あとの水量

料金——市では水道料金というありますが、これについての差は同じでございます。

○市長（石川常太郎君） 福祉の向上でございますが、法的にみますれば確かに閣議員さんのおっしゃるとおりでございます。市の立場から申せばそうでございますけれども、一般市民の観点から申しますれば間接的な福祉の向上であるとも直接的な福祉の向上と何ら違わないと思えます。そういうことでございまして、少々申し過ぎでございますけれども、ただいまの総需要抑制あるいは市の財政硬直化等にかんがみまして、現在の市のみの財政をもちましてはとうてい市民会館あるいは図書館等も当分の間できかぬような状態でございます。間接的ではございますけれども、そのようなものができますれば市民といたしましてはよろしいのではないかと考えるわけでございます。また法以外になりますけれども、人権の問題で隣りの方が水がないというときに水を恵むのは、法をとりこした一つの人間としてのいくべき道と心得ているわけでございます。

○十七番（関 米吉君） 最後の点は市長のおっしゃるとおりとあります。

しかし水を持つていないのですからいまま少し待つてくてもいいわけです。人のものをやらなければならぬほど切実に人権がそこなわれる事態がきているのかどうか。その認識が市長と私との間になりにずれがある。それに公けの施設は、地方自治体が住民の福祉を増進する目的をもつて住民の利用に供するために設置する施設である。したがって住民がそれを利用することによりはじめて公けの施設の設置の効果が発揮され、住民の福祉が増進されなければならない。ですから自治法の公けの施設を運営するものとしての基本的なものであるから、これは損をしてもいいという考え方は本来間違っている。そのものを利用することにより福祉の増進が期待されるものでなければならぬ。であるから、そのような考え方は私としてはとても受け入れることはできないと思えます。

それから水道課長に伺いますが、それだけ具体的なことを説明されるならば、私が休憩前にいった資料を出していただきたい。いま具体的にいわれたような資料が出せるかどうか。

それからいま一つ、助役の答弁の中に、最初助役は、日米地位協定

に基づくり、この項の人間は私にはわかりませんといふたが、いまの二点目の答弁では八名でございすすと、さうにつけ加えて、それは米軍の家庭にありますと、なぜ最初に助役はうそをついたのですか。また基地にいたことは確實ですか。隣の瑞穂、羽村についても調べていた
だきたい。

○助役（篠崎俊夫君）

幸い休憩がございましたので急いで調べたわけでは

瑞穂、羽村についても電話で問い合わせればわかると思ひます。

○水道課長（井上久男君）

資料につきましてはまだ具体的な資料としては

ありません。ただ水道料金についての米飯に二百ミリ、三百ミリとして計算例に基づいただけの計算でありまして、具体的に何ミリ口径で配管するか等については今後協議して決定していく問題でございまして、そこまでの具体的な資料はありません。

○十七番（関米吉君）

それでは資料は都移管の前か後かに付けていつごろできる見通しでございすか。

○水道課長（井上久男君）

一元化までにはある程度のところまでは煮詰めなければいけないと思ひますが、その時期については明確にできません

ん。すべて今後問題が残されております。

○一番（貫井喜代次君）

ただいま関議員さんからいろいろ法律関係をはじめ、条例関係等広範囲にわたっての質問がございましたけれども、私はみみちい小さなことについて市長の答弁を伺いたいと思ひます。

第一点としては、この基地給水については、現在まで市長から再三にわたっての説明によりまして、東京防衛施設局長からの横田基地給水依頼に應ぜざるを得ない事情にあることの説明を受けており、また、さらに先ほどもうる説明されたことを了とするものでありますが、ただ無条件でこれを了とするものではなく、これから私が申しあげることについて市長の回答を求めるわけですが、給水をするには、給水に伴う給水協定あるいは給水契約というか、これは全員協議会において質問いたしましたか、そのときの市長の答弁によりますれば、給水に伴う工事は東京防衛施設局長とし、給水については横田基地司令官との協定となるような回答でございましたけれども、この協定あるいは契約の相手方についてはこの前の全員協議会で回答されたことにより変わらなうかどうか。第二点として、その協定文については、先般の全員協議会で要望し